

2025年2月28日

受益者の皆様へ

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

CBオープン
繰上償還に関する手続き実施のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社が設定・運用しております「CBオープン」(以下「本ファンド」といいます。)につきまして、下記のとおり、繰上償還に関する手続きを実施させていただきます。

この繰上償還は、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」および「投資信託約款」(以下「約款」といいます。)の規定に基づき、異議申立手続きを経て決定されます。

つきましては、本書面の内容をご確認いただき、繰上償還にご異議のある受益者様は必要事項をご記入いただいた書面を弊社までご送付ください。

なお、繰上償還にご同意いただける場合、お手続きは一切必要ありません。

敬具

記

1. 対象ファンドの名称

CBオープン

2. 繰上償還に関する手続きを実施する理由

本ファンドの主要投資対象であるわが国のCB(転換社債)につきましては、市場規模の縮小により取引コストが上昇していることや銘柄選定時において投資候補銘柄を確保することが困難となる状況が想定されます。そうしたことを踏まえ、今後本ファンドの基本方針に沿った運用が困難になる事態が想定されることから、運用を継続するよりも、ご資金を返還する方が受益者様にとって有利である[※]との結論に至ったため、繰上償還手続きを実施する方針といたしました。

※ 本ファンドの約款第45条第1項に定める「この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき」に該当する状態であると判断しております。

3. 異議申立てについて

本ファンドの繰上償還にご異議のある受益者様は、異議申立てを行うことができます。改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」および約款の規定に基づき、異議申立てを行った受益者様の保有受益権口数が、公告日時点の受益権総口数の2分の1を超えない場合に繰上償還が決定します。

4. 手続きおよび日程

日付	内容	備考
2025年3月3日	公告日	日本経済新聞にて、本ファンドの繰上償還に関する公告を行います。
2025年3月3日 ～4月3日	異議申立期間	異議申立期間中に異議申立する旨の書面を弊社に送付することにより、繰上償還に関して異議を申し立てることができます。
2025年4月7日	繰上償還 可否決定日	異議申立てを行った受益者様の保有受益権口数を集計し、公告日時点の受益権総口数の2分の1を超えない場合に繰上償還が決定します。 繰上償還が決定した場合、本日が購入申込最終日となります
2025年4月11日 ～4月30日	買取請求期間	繰上償還が決定した場合、異議申立てを行った受益者様は、保有受益権について受託会社に対して信託財産をもって買い取ることを請求することができます。
2025年6月11日	繰上償還日 【予定】	償還金の支払日につきましては、販売会社にご確認ください。

※2025年3月3日付以降の受付となるお申込みにより取得された受益権、および2025年2月28日付以前の受付となるお申込みにより換金(解約)された受益権については、異議申立ての権利はございません。

(1) 異議申立ての方法

① ご異議がない場合

本ファンドの繰上償還についてご同意いただける場合、お手続きは必要ありません。

② ご異議がある場合

異議申立期間中(2025年3月3日～4月3日)に弊社に対して、書面により異議申立てを行うことができます。書面に必要記載事項をご記入のうえ、下記宛先にご郵送ください(2025年4月3日弊社到着分までとさせていただきます)。

【必要記載事項】

- ア. ファンド名 (CB オープン)
- イ. ご住所(郵便番号もご記入ください)
- ウ. ご氏名
- エ. お電話番号(日中連絡先)
- オ. 販売会社名
- カ. お取引店名
- キ. 保有受益権口数(2025年3月3日時点の受益権口数をご記入ください。不明な場合は販売会社にご照会ください。)
- ク. 繰上償還に異議申立する旨

【宛先】

〒105-0011 東京都港区芝公園一丁目1番1号 住友不動産御成門タワー
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
営業企画部 異議申立書面受付係

(2) ご留意事項

本ファンドについて、複数の販売会社で口座をお持ちの方、同じ販売会社で複数の口座をお持ちの

方は、該当する全ての販売会社名・お取引店名・保有口数をご記入ください。

- ※ 記入内容に不備がある場合、異議申立ての受付ができない場合があります。
- ※ 必要がある場合、ご本人確認のための書類を提出していただくことがあります。
- ※ 受益者様および受益権口数等を確認するため、委託会社、販売会社および受託会社の三者間で受益者様に関する情報を共有させていただきます。
- ※ 異議申立てに際して、委託会社、販売会社および受託会社が取得した個人情報、本ファンドの繰上償還における、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第30条に係る異議申立ての受益権口数の管理および同第30条の2に係る買取請求の手続きのみを利用目的とし、他の目的には使用しません。

5. 繰上償還に関する可否決定

- (1) 異議申立てを行った受益者様の保有受益権口数の合計が公告日(2025年3月3日)時点の受益権総口数の2分の1を超えない場合、2025年6月11日に繰上償還します。
- (2) 異議申立てを行った受益者様の保有受益権口数の合計が公告日時点の受益権総口数の2分の1を超えた場合、繰上償還は中止し、運用を継続します。

※上記のいずれの場合も、繰上償還の可否決定後、弊社HPに案内文を掲載します。

6. 買取請求について

本ファンドの繰上償還が決定した場合、異議申立てを行った受益者様は、2025年4月11日から4月30日までの間に、ご自身が保有する受益権について投資信託財産をもって買い取ることを、本ファンドをご購入いただいた販売会社を通じて受託会社に対し請求することができます。

買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります(受託会社・三井住友信託銀行株式会社が買取請求にかかる必要書類を受理した日に算出される解約価額とします)。個人のお客様は買取りによる譲渡益に、法人のお客様は買取時の個別元本超過額に対して課税されます。受益者様ご自身による納税手続きが必要となりますのでご注意ください。(税制が改正された場合は、取扱いが変更となることがあるため、課税上の取扱いの詳細は、税理士等にご確認されることをお勧めします。)

なお、買取代金のお支払いまでに通常解約請求よりも日数を要する可能性があることおよび買取事務に関する費用(買取代金の振込手数料、計算書送付費用等)のご負担があることにつき、ご注意ください。

異議申立ての実施の有無にかかわらず、本ファンドをご購入いただいた販売会社において、通常どおり換金手続きを行うことができます。

※金融商品取引法の施行、信託法ならびに信託業法の改正に伴い、投資信託及び投資法人に関する法律および同法政令、同法府令等の改正がありました。本ファンドは改正前の法律適用となるため、条文等は改正前の法律での記載となります。

<お問い合わせ先>
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
営業企画部 異議申立書面受付係
TEL:0120-668001
(午前9時～午後5時(土日・祝日等は除く))
※口座残高などのお取引内容については各販売会社へお問い合わせください。

以上